

過日、島外搬出のためと思われる「根巻」した椿の木があることを地域の方から教えてもらいました。

椿は日本を代表する花木で、万葉集に記述があるほか、縄文時代の遺跡からも椿の種が発見されており歴史の古い樹木です。

また、日本では、古くから常緑の植物を神聖視する文化があります。榊は木の神という漢字でも表されているように、神事には欠かせない木です。椿も同様に常緑で冬でも青々と茂っていることから神社や寺に盛んに植えられているほか、邪気を払う木として家の境に植えたりします。

椿のという漢字と、事件の事をつなげると「椿事」という熟語になります。椿事とは広辞苑によれば、「以外の出来事」「非常の事件」という意味です。

まさに今度の椿の木の島外搬出は椿事です。

さて、昭和36年(約50年前)に薬学者で椿研究家の渡辺武博士は、「椿」という雑誌に次のような記事を寄稿しています。そこからの引用を述べます。

「大島の椿は、日本のツバキを代表するものとして古来著名である。最近では観光の表看板としても、もてはやされている。最近では、2月には椿祭りを催し、観光客の誘致をはかっているという。こうなれば、1~2月の人の少ない大島で、椿の林の下に絨毯を引き締めたような椿花の中を逍遥するといった、快感や風情を味えなくなるばかりか、傷々しく踏みつけられた落花狼藉の後を見せつけられるに違いない。それも島の繁栄のためには、目をつぶらねばならない。

しかし、島民はこの無形有形の財産を保護育成して行くことに、強い関心を持っているだろうか、都庁は都民の健康なレクリエーションの地として、大島の将来、少なくともツバキの樹林の消滅防止に適切な施策を持っているのだろうか。」と記しています。しかし、博士の警告は、ここにあるのではなく、当時は、椿の木炭と薪が多量に移出され島の大きな産業でした。この産業が、名物椿油の生産と観光資源をも喰いつぶしつつあることは明白であると指摘し、次のように述べています。

「資源の少ない島民に、椿材の伐採を禁止させよというのではない。もっと高度な観光資源や、民芸品としてこれを活用すると同時に、大島ツバキの後継を保護育成することによって、名実ともに大島のツバキ、ツバキの大島の地位を永遠に確保することを真剣に考えて貰いたいと忠告したいのである。」と50年前に警告していたのです。

大島町と椿、町民と椿の関わりなどは、「つばき祭り」のオープニング式典での町長の挨拶で詳しく説明されていました。

次に、質問ですがいくつかに分けて行います。

1、「大島町の木」と「大島町の花」の制定過程について

大島町のホームページには、「全島いたるところに咲くやぶ椿は、その数 300 万本とも言われ、大島を象徴する木として昭和 43 年に「大島町の木」として制定。平成 2 年には「大島町の花」として制定された。」と掲載されています。

制定理由や目的と経緯等が判明したなら、教えてください。

2、「椿の木」保護育成と回復に関する条例

第 6 条で「町長は、特に保護する必要があると認める椿または椿並木を保存樹木または保存並木として指定することができる。」と規定されています。

現在、この条例に基づく「指定された椿並木、保存樹木」はありますか。もし、あるのなら一覧でお示してください。

3、枯れた椿の木が多数見かけます。原因は昨年襲来した台風による塩害なのか、病虫害なのか調査する必要があると思いますが、見解をおたずねします。

4、自然公園法第 3 条 2 項では、「国及び地方公共団体は、自然公園に生息し、又は生育する動植物の保護が自然公園の風景の保護に重要であることにかんがみ、自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずるものとする。」と定め

大島町は、先に引用した「椿の木」保護育成と回復に関する条例の第 2 条に「町は、あらゆる施策を通じて椿の木の保護育成と回復に努めなければならない。」と規定されています。

この法と条例に基づく取組等がありましたか、また、今後具体的に計画している事業等がありますか。

5、次は、新たな椿樹林の造成についてです。

町の椿保護育成条例の精神に基づく具体的な事業として提案します。

大島には、島のあちこちに造成された 450ha(昭和 55 年資料)の椿林が広がっています。この面積は、大島全体の面積の約 10%です。

国際優秀つばき園に認定されたことを機会に、大島町としても積極的に椿樹林の造成に取り組むべきだと思いますが、いかがですか。

もし、椿樹林を計画的に造成すれば、今回のような「椿の成木」の島外搬出も島の産業として育成できると思います。調査検討が必要ですが、町長の見解を求めます。

6、町長は、今回の椿の成木の島外搬出についてどのような見解を持ちますか。

現状では、納得と合意の上での私人間の契約で、合法的であれば、第三者は介入できないという民法上の制約はありますが、先ほどから引用している、自然公園法や椿保護育成の町

条例の精神を反映した行政措置は可能だろうと思います。

観光地として、世界に誇る椿の島として、優れた景観の保存と保護を行い、花木などを植栽し、沿道の修景美化を目的する政策の具体化を進めていただきたいと思います。

今回のような事態でも、景観保護などのため、せめて道路沿いの木と、観光地として景観破壊になる木の採取はしない等の行政指導はできると思います。